

向日町競輪場再整備・運営事業
募集要項

令和7年5月

京都府

向日町競輪場再整備・運営事業 募集要項

目 次

1. 本書の位置づけ
2. 事業の概要
3. 優先交渉権者の選定方法
4. プロポーザル参加に必要な要件
5. 応募の手続
6. プレゼンテーションの実施
7. 選定基準
8. 選定結果とその通知
9. 府と選定事業者のリスク分担
10. 事業スケジュール
11. その他
12. プロポーザル公募スケジュール

1. 本書の位置づけ

向日町競輪場再整備・運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、京都府（以下「府」という。）が発注する「向日町競輪場再整備・運営事業」（以下「本事業」という。）の実施を担う複数の民間事業者から組成される事業者グループを公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、募集、選定、契約等の手続に必要な事項を定めることを目的とする。

※募集要項の添付資料

資料 1	向日町競輪場再整備・運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）
資料 2	向日町競輪場再整備・運営事業に関する基本契約書（案）（以下「基本契約書（案）」という。）
資料 3	向日町競輪場再整備・運営事業優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）
資料 4	向日町競輪場再整備・運営事業者募集に関する提出書類の様式集（以下「提出書類様式集」という。）

2. 事業の概要

（1）事業名

向日町競輪場再整備・運営事業

（2）事業趣旨

府では、向日町競輪場（以下「本施設」という。）において、競輪事業を継続することを決定している。

しかし、平成 20 年代に競輪事業の存廃について議論する状況の下、施設改修等を見送ってきたことなどにより、施設面では、耐震基準を満たさない投票所や、昭和 61 年度以降大規模改修が行われていない競走路（バンク）など老朽化が著しく進んでおり、バリアフリー対応や空調設備の整備など競技・観戦環境面から施設環境は不十分である。また、昨今の競輪事業をめぐる環境変化においても、観戦・投票施設が現状の来場者数に対して過大な規模で、かつ広範囲に分散しており、場外発売時にも開放エリアが限定できていないなど、運営面においても非効率となっている。

選手宿舎についても、相部屋（4 人部屋）であることや、浴室が男女共用となっていることなど、感染症対策や女子選手への対応など選手の環境整備もできていない。

また、収支については、インターネット投票の急速な普及に伴う車券売上比率の増加や、ミッドナイト競輪など無観客開催でも収益化が可能な仕組みに変容しており、今後、中長期的には人口減少の影響を受けるものの、しばらくの間はインターネット投票による車券売上増に下支えされることで大幅な収益減少はなく、維持できることが想定される。

このような背景から、府では、「向日町競輪場基本構想」（令和 5 年 12 月）を策定し、本施設の再整備を実施することとした。

競輪事業の継続に必要な施設の再整備として、インターネット投票の急速な普及や無観客で行わ

れるミッドナイト競輪の開催による来場者の減少、開催時間帯や車券販売方法など、競輪事業を取り巻く環境が大きく変化しており、本施設の来場者数の見通しを踏まえた施設・機能の集約化を行い、新しい観戦スタイルなどに対応した施設の再整備を実施することで、来場者に対するサービスの向上、選手・競技者の競技環境の改善及び運営の効率化を図る。

同時に、集約化に伴い生じる余剰スペースを活用し、京都アリーナ（仮称）の整備を進めていくことから、競輪施設と屋内スポーツ施設が融合した複合施設として、新たな地域の交流・賑わいの拠点、府民のレジャーや憩いの場として整備、運営していく。

なお、今回の再整備において実現を目指す競輪場のコンセプトについては、以下の内容とする。

●再整備後の新たな競輪場のコンセプト

【向日町競輪場基本構想より】

「自転車（サイクル）を通じて、交流・賑わいが循環（サイクル）する競輪場」

◆安全・快適でコンパクトな競輪場

～来場者・利用者が安全・快適に利用でき、効率的な運営が行える競輪場～

- ・来場者・利用者の安全性が確保された、安心・安全な競輪場
- ・バリアフリー対応、映像提供・空調設備などが整備され快適な観戦環境を提供するとともに、新規来場者にとっても競輪の魅力を感じていただける競輪場
- ・選手宿舎における居室、食堂、浴室などの機能が強化され、競技環境が整った競輪場
- ・競輪事業を取り巻く環境変化に伴う来場者数などを踏まえた施設・機能の集約化が図られたコンパクトな競輪場

◆自転車競技関係者や自転車愛好家が集う競輪場

～自転車を通じた、スポーツ振興・人材育成・交流の拠点となる競輪場～

- ・高校生、大学生などの競技会の開催や合宿・練習の実施など、自転車競技の振興や自転車競技関係者の交流等人材育成の場としての競輪場
- ・バンク走行体験、子ども向け自転車競技会、アーバンスポーツやレジャー、健康増進などを通じて自転車に親しむ機会が提供され、自転車愛好家が集う競輪場

◆地域と共生する競輪場

～競輪非開催時にも多くの府民が訪れ、交流・賑わいの拠点となる競輪場～

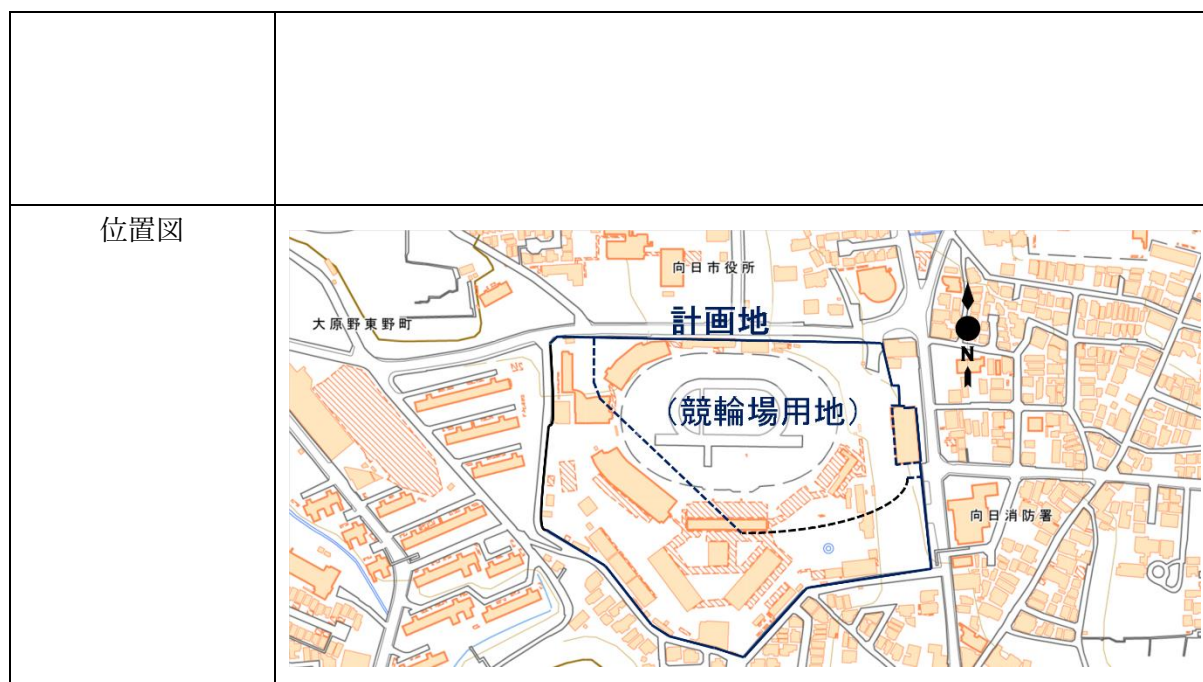
- ・競輪施設における近畿高等学校自転車競技大会など大規模競技会やサイクルフェスタなど自転車関係イベント、アリーナ施設におけるプロスポーツやコンサートなど文化イベント、敷地内における KARA-1 グランプリなど地域イベントの開催などにより、敷地全体が継続的に賑わい創出することで、地域住民をはじめ多くの府民が来場する競輪場
- ・競輪場敷地と地域との境界をできるだけ無くし、地域住民が憩いの場として利用できる開かれた競輪場

本事業では、上記コンセプトに加え、京都アリーナ（仮称）整備・運営等事業者が企画提案した

敷地全体コンセプトを参照の上、施設配置やデザイン等を検討するとともに、必要に応じて設計や施工、維持管理運営において連携し、2施設による合理的かつ相乗効果の期待できる向日町競輪場の再整備を目指すものとする。

(3) 事業用地

所在地	京都府向日市寺戸町西ノ段5番地他
敷地全体面積	約58,630.61㎡（一部境界未確定）
競輪事業用地	約25,500㎡
区域区分	市街化区域
用途地域	近隣商業地域
建蔽率	80%
容積率	200%
特別用途地区	娯楽・レクリエーション、特定大規模小売店舗制限地区
防火地域	準防火地域
地区計画	向日町競輪場地区 ・平成8年5月24日付け向日市告示第27号による向日町競輪場地区計画が定められているが、現在、府において予定している都市計画の変更の提案内容との整合を図ること。 ・敷地内には里道等が存在しているため、基本設計等に当たっては、事前に関係機関と協議すること。 ・競輪場敷地北側に計画されている都市計画道路には影響のないよう建物を配置すること。
整備状況	・別途、京都アリーナ（仮称）整備・運営等事業を実施することから、当該事業を実施する事業者との調整を図ること。 ・計画地内の既存施設等の解体撤去については、事業者選定期と並行して、府が別途発注し実施する。ただし、施設の建設工事着手に当たっては、府の実施する解体工事計画との調整を行うこと。 ・現在の選手管理センターは、本事業において整備する新選手管理センターに移転するまでの間、継続して使用する。 ・計画地内には埋蔵文化財（長岡宮跡）が存在することが確実視されるため、府により発掘調査を実施する。調査結果によっては建設工事着手時期や整備計画を再協議する可能性が生じる。
指定緊急避難所	・本施設は、現在、指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所となっており、本事業で整備する施設も、同様の取り扱いとなることが想定される。



※計画地のうち、点線内を競輪場用地として想定。

(4) 本施設の概要

①本事業の対象となる施設の名称及び種類

(ア) 名称

京都向日町競輪場

(イ) 種類

自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）第 4 条に定める競輪場

②本施設の設置者

京都府知事（自転車競技法第 4 条第 1 項に定める経済産業大臣の許可を受けた者）

(5) 本事業の目的

- ・競輪事業の安定的な収益の確保を図るために、再整備・運営に係るコスト縮減、早期の整備着手、運営事業者のノウハウの活用などの視点で本施設の再整備と運営を効率的かつ効果的に実施する。
- ・本施設における競走路（バンク）、選手管理センター、選手宿舎、スタンド及び場外発売時車券投票所等の競輪施設を再整備するとともに、来場者数を踏まえた施設・機能の集約化を行い、新しい観戦スタイルなどに対応した施設の再整備による来場者サービスの向上、選手・競技者の競技環境の改善及び運営の最適化を図る。
- ・民間事業者の経営能力及び技術的能力などを活用し、複数年にわたり安定した競輪場の運営業務を実現する。
- ・競輪場敷地内で整備を進める京都アリーナ（仮称）と、建設期間から管理運営期間を通じて連携を密に図り、競輪場敷地全体として文化・スポーツの拠点となり地域の活性化に資する。

(6) 事業方式

- ・民間事業者の施設運営・管理のノウハウ、創意工夫を最大限に生かすことを目的として、複数の民間事業者から組成される事業者グループによる施設整備から維持管理・運営までの一括提案を受け、プロポーザルにより事業者グループを選定する。
- ・プロポーザルで選定された事業者グループ（以下「選定事業者グループ」という。）は、府と基本契約を締結するとともに、競輪施設の設計業務並びに建設業務（以下「本施設の整備」という。）及び競輪場の維持・管理業務並びに運営業務（以下「本施設の維持管理・運営」という。）の各業務ごとに、府と各業務を担う選定事業者グループに属する事業者との間でそれぞれ契約を締結した上で、本事業を実施する。
- ・本施設の整備及び維持管理・運営事業の事業方式（以下「事業スキーム」という。）については、府が施設の所有や資金の調達を行い、民間事業者に施設の設計・建設・運営を一体的に委託する DBO（Design Build Operate）方式とする。なお、より効果的な運営手法が見込まれる場合には別途提案することも可能とする。
- ・府は、基本契約の定めるところにより、本施設の整備に係る契約を締結した相手方となる事業者に対して、設計・建設・工事監理に係る実施の対価（以下「整備費」という。）を支払うものとする。
- ・府は、下記（10）に定める基本契約書の定めるところにより、本施設の維持管理・運営に係る契約を締結した相手方となる事業者（以下「競輪場運営事業者」という。）に対して運営委託料を支払うものとし、競輪場運営事業者は府に対して毎年度下記（11）に定める競輪事業によって発生する収益額を保証するものとする。
- ・上記に示した事業の各段階における選定事業者グループと府の契約事項については、選定事業者グループが提案する事業スキームに応じて、府と選定事業者グループが協議し、各契約内容の変更や必要に応じた追加に対応する。同様に整備後の施設の所有、維持・管理、運営などに関しても事業スキームに沿って選定事業者グループと府が協議し、適切な条件を必要な契約に取り入れた上で締結することとする。

(7) 選定事業者グループが実施する事業の概要

選定事業者グループが、本事業において実施する業務は、次に掲げる業務とし、その詳細については要求水準書（資料1）によるものとする。

- ①事業管理業務
- ②競輪場整備業務（設計業務、建設業務、工事監理業務から構成される。）
- ③競輪場維持・管理業務、競輪場運営業務

(8) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、基本契約の締結後から令和31年3月31日までとする。

また、本事業については、京都府議会での議決を経て開始するものとし、整備における竣工時期等は別途府と協議の上定めるものとするが、令和11年7月には向日町競輪場において府営競輪を再開し、例年9月に開催している平安賞の自場開催を目標とする。

(9) 事業期間終了に伴う措置

府と選定事業者グループは、本事業の事業期間の終了日の3年前から協議を行うこととする。

(10) 本事業の実施に関する契約

府は、本事業の実施にあたり、次の(ア)から(オ)までに掲げる契約を選定事業者グループもしくは当該グループに属する事業者との間で締結するものとする。ただし本事業に係る契約は京都府議会の議決案件であることから、本契約に係る契約締結についての議決を得たことをもって効力発生条件とする停止条件付きの契約とし、可決されなかった場合は、本事業に係る契約を無効とし、府は一切の責任を負わないものとする。

(ア) 基本契約の締結

府は、選定事業者グループとの間で、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的事項を定めた「向日町競輪場再整備・運営事業に関する基本契約」(以下「基本契約」という。)を締結する。

なお、基本契約の詳細については基本契約書(案)(資料2)によるものとする。

(イ) 建築設計業務委託契約の締結

府は、基本契約の定めるところにより設計業務を実施する役割を担う事業者(以下「設計企業」という。)との間で「向日町競輪場再整備・運営事業に関する建築設計業務委託契約」(以下「建築設計業務委託契約」という。)を締結する。

なお、建築設計業務委託契約の詳細については基本契約書(案)別紙3(資料2)によるものとする。

(ウ) 建設工事請負契約の締結

府は、基本契約の定めるところにより建設業務を実施する役割を担う事業者(以下「建設企業」という。)との間で「向日町競輪場再整備・運営事業に関する建設工事請負契約」(以下「建設工事請負契約」という。)を締結する。

なお、建設工事請負契約の詳細については、基本契約書(案)別紙4(資料2)によるものとする。

(エ) 工事監理業務委託契約の締結

府は、基本契約の定めるところにより工事監理業務を実施する役割を担う事業者(以下「工事監理企業」という。)との間で「向日町競輪場再整備・運営事業に関する工事監理業務委託契約」(以下「工事監理業務委託契約」という。)を締結する。

なお、工事監理業務委託契約の詳細については、基本契約書(案)別紙5(資料2)によるものとする。

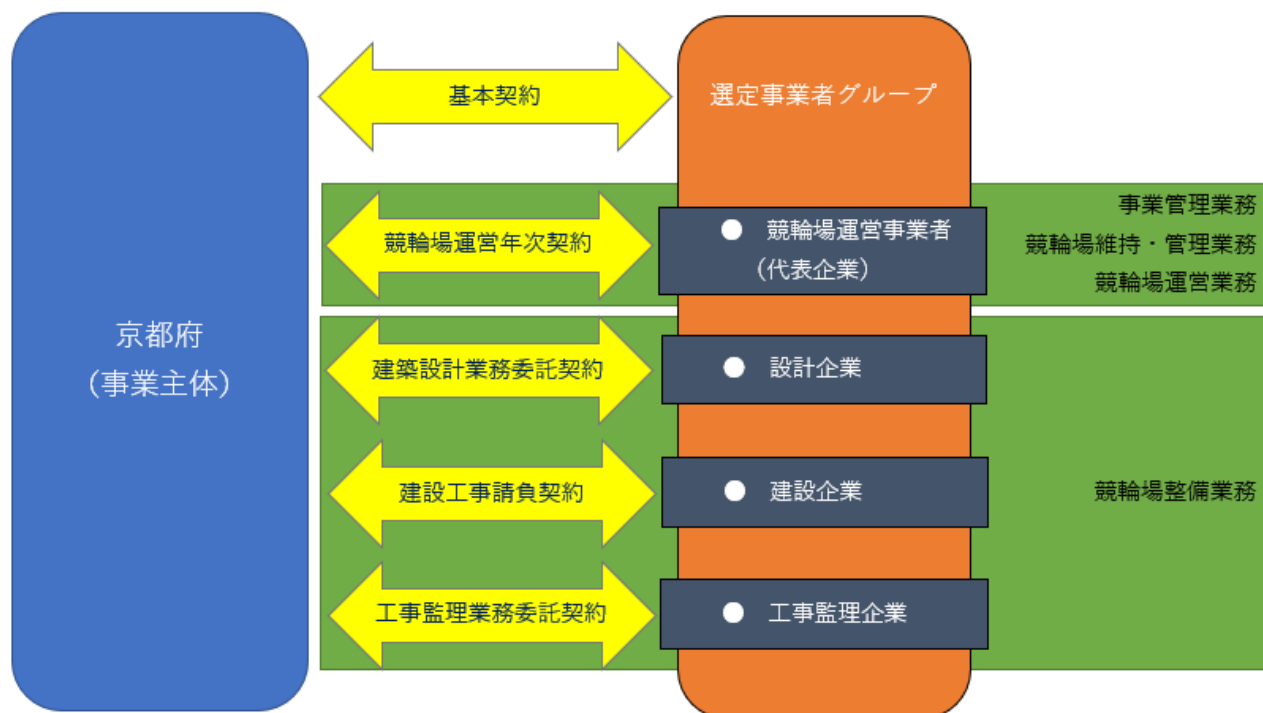
(オ) 競輪場運営年次契約の締結

府は、基本契約の定めるところにより競輪場運営事業者との間で「向日町競輪場再整備・運営事業に関する競輪場運営年次契約」(以下「競輪場運営年次契約」という。)を締結する。

なお、競輪場運営年次契約は、本事業の事業期間内における毎年4月1日から翌年の3月31

日までの期間を対象として締結するものとし、競輪場運営年次契約の詳細は、基本契約書（案）別紙6（資料2）によるものとする。ただし、令和7年度においては、契約締結日から令和8年3月31日までを業務引継期間とする。

（契約等イメージ）



（11）府予算額及び最低収益保証額

- ・整備費に係る府負担額は、105.3 億円（消費税及び地方消費税を含む。）が府予算額である。なお、ネーミングライツの提案があった場合は、その総額を整備費から減じた額を府負担額とする。
- ・事業期間における各年度の競輪場維持管理・運営委託料は、車券売上収入（委託場外、電話投票等を含む。）に本場開催にあっては下記（ア）の定める率を、場外開催にあっては（イ）に定める率を、それぞれ乗じた額（消費税額及び地方消費税を含む。）を府予算額とする。

（ア）本場開催経費

府が本施設において開催する競輪の各年度における車券売上収入（委託場外、電話、インターネット投票、ミッドナイトを含む。）に 100 分の 3.26 を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む。）

（イ）場外開催経費

各年度における場外開催の車券売上収入に、それぞれの開催区分に応じ、次の場外開催委託率を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む。）

[場外開催委託経費上限率]

特別競輪（GP、GI）	11.81%
特別競輪（GII）	11.72%
記念競輪（GIII）	12.49%

F I 14.55%

F II 14.55%

- ・本施設において本場開催ができない整備期間中における各年度の競輪場維持管理・運営委託料は、6億1,200万円（消費税額及び地方消費税を含む。）を府予算額とする。ただし、整備期間中の総額が19億8,900万円を超えないものとする。
- ・競輪場運営事業者は、毎年度3億円以上の収益を府に対して保証するものとし、各年度の収支が3億円に満たない場合は、その不足額を補填することとする（各年度の収支は、企画提案様式第9号の⑦のとおり）。ただし整備期間を含む年度については、当該収益保証は発生しないものとする。

（12）付帯事業に係る事業者の収入及び費用に関する事項

①付帯事業について

競輪事業等と連携し相乗効果を図ることのできる事業として、事業者の創意工夫により独立採算による事業（以下「付帯事業」という。）を行うことができるものとする。

事業者が付帯事業を提案した場合は、その維持管理及び運営は、事業者自らの責任及び費用負担において、実施すること。

②利用料金収入等

提案した付帯事業に係る利用料金等は、事業者の提案に基づき事業者が設定し、事業者に帰属するものとする。

（13）付帯事業における禁止事項

事業者が提案した付帯事業においては、以下の用途での利用は禁止する。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下暴力団対策法という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これらに類するものの用途
- ②反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途
- ④特定の政治活動又は宗教活動の用途
- ⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用途
- ⑥悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途
- ⑦住宅事業、物流・生産・倉庫事業など、本事業に府が適さないと判断した用途
- ⑧その他周辺の生活環境に影響が生じる用途

（14）追加投資等の取扱い

①選定事業者グループの保有資産等（備品等を含む。）

選定事業者グループは、本事業の実施のために保有する資産等について、要求水準を充足する限り、府の事前の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、新規投資、改修、追加投資を行うことができる。なお、追加投資の費用の対象部分は、所有権を含め府と協議して決定する。

②機能改善等の改修工事

本施設の事業効果の増大や利用促進等につなげるための機能改善等の改修工事について、事業者からの提案に基づき実施することを可能とする。なお、費用負担や実施の可否については、府と協議して決定する。

③その他収入等

整備費の低減策として、事業者は競輪場敷地全体や京都向日町競輪場の愛称（正式な名称は変更しない）及び各施設の名称に係るネーミングライツについて、積極的に提案を行うこと。なお、ネーミングライツの提案があった場合は、その総額を整備費から減じた額を府負担額とする。また、ネーミングライツの導入にあたっては、府及び京都アリーナ（仮称）整備・運営等事業者と協議すること。

3. 優先交渉権者の選定方法

（1）募集方式

府は、民間事業者の能力・ノウハウを最大限に反映された提案を総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、プロポーザルにより、応募事業者から事業提案を求めるものとする。

（2）優先交渉権者の選定

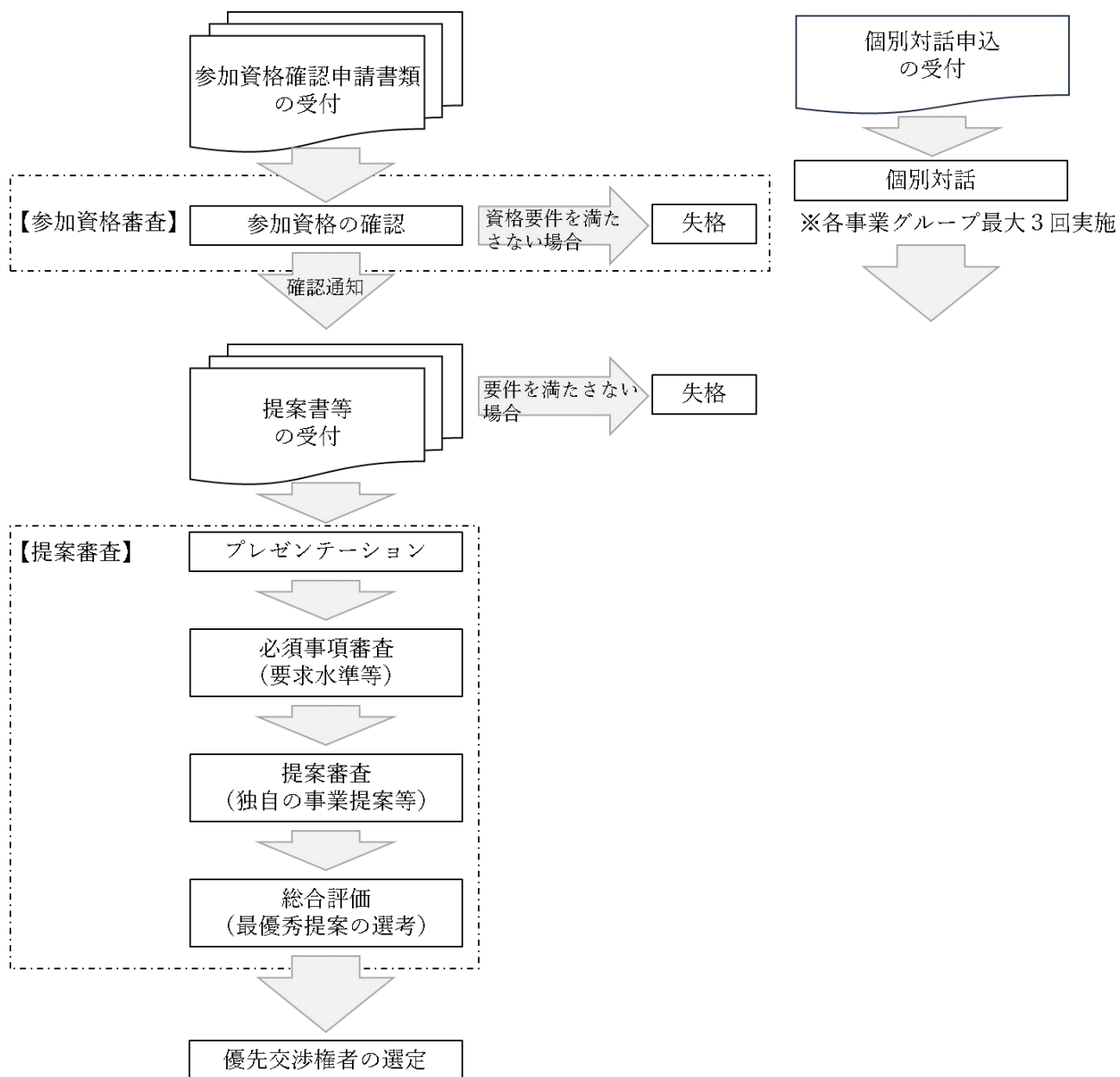
参加資格審査、提案審査を経て、優先交渉権者を選定することとする。府は、優先交渉権者を選定するため、「向日町競輪場再整備・運営事業者プロポーザル選定に関する意見聴取会議」（以下「意見聴取会議」という。）を設置し、意見聴取会議での選定結果を参考に、府は優先交渉権者、次順位交渉権者を決定する。

（3）事業者との個別対話の実施

優先交渉権者選定の過程においては、本事業の方針にふさわしい提案を求めるとともに、本事業に関心を有する民間事業者の理解を促すことに加えて、府と事業者が連携しながら事業費における更なる軽減などを目的として、府と公募型プロポーザルへ参加の意向を有する事業者との間で、提案締め切りまでの期間に事業者からの申し出により最大3回の個別対話を実施する。ただし、府からの申し出による対話はこの回数に含まない。

なお、個別対話における内容については、原則、非公開とする。公平性の観点から必要と判断した場合は公表するものとする。

【優先交渉権者選定までのフロー図】



4. プロポーザル参加に必要な要件

(1) プロポーザルに参加する事業者グループの構成

- ・プロポーザルに参加する者は、本事業に関する企画力、資本金力、経営能力等を備えた者とし、複数の企業が参加する事業者グループとする。府との各種契約締結相手先が複数となることが想定される場合は、その該当するすべての事業者をグループの構成員とする。
 - ・事業者グループにおいては、本事業における次の（ア）から（オ）までに掲げる業務のすべてを実施する複数の民間事業者（以下「構成員」という。）から構成されていることとし、当該事業者グループを総括して応募に係る手続を行う企業（以下「代表企業」という。）を定める。
 - （ア）事業管理業務
 - （イ）競輪場整備業務における設計業務
 - （ウ）競輪場整備業務における建設業務
 - （エ）競輪場整備業務における工事監理業務
 - （オ）競輪場維持・管理業務及び競輪場運営業務
 - ・競輪場運営業務を行う企業が代表企業となるものとする。
 - ・応募者の構成員のうち1者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確に区分した上で各業務を複数の構成員が分担すること、業務期間を明確に区分した上で各業務を遺漏なく構成員間で引き継ぐことは差し支えないものとする。ただし、同一の構成員又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある構成員が建設企業と工事監理企業を兼ねることはできないものとする。
- ※上記の「相互に資本面若しくは人事面において関連のある構成員」とは、一方の構成員の発行済株式総数の2分の1を超える普通株式を有し、若しくはその出資の総額の2分の1を超える出資をしている他方の構成員、又は一方の構成員の代表権を有する役員を他方の構成員の役員等が兼ねている場合とする。

(2) プロポーザル参加資格（共通要件）

参加する事業者グループの全ての構成員は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ③本事業の企画提案書提出締切日において、府の指名競争入札における指名停止を受けていない者であること。
- ④府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤暴力団に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - （ア）暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - （イ）法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ⑥公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- ⑦禁錮以上の刑（令和 7 年 6 月 1 日以降は「拘禁刑」と読み替えるものとする。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑧本施設の整備に係るコンストラクション・マネジメント業務に関わっている法人又はその法人と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「本施設の整備に係るコンストラクション・マネジメント業務に関わっている法人」については、次に示すとおり。

・株式会社山下PMC

※ここでの「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりとする。

ア 資本面

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び同法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社と同法第 2 条第 3 号及び同法施行規則第 3 条の規定による子会社の関係にある場合。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的面

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社において、会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(3) 設計業務にあたる事業者

設計企業は、構成員単独で行う場合は、以下の①から④までの要件を満たすこととし、構成員及び協力企業の複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は①から④までの全ての要件を満たし、他の者は①の要件を満たすこと。

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- ②直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が5名以上所属していること。
- ③管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10年以上の実務経験があること。
- ④平成22年4月1日から参加資格確認申請書の提出期限までの間に完了した設計業務で、公営競技場又は観客席数300席以上の規模のスポーツ施設を対象とした基本設計及び実施設計の元請の実績を有していること。

(4) 建設業務にあたる事業者

建設企業は、構成員単独で行う場合は、以下の①から⑤までの要件を満たすこととし、構成員及び協力企業の複数の者で行う場合は、少なくとも1者は①から⑤までの要件を満たし、他の者は①及び⑥の要件を満たすこと。

- ①建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- ②建築工事業の特定建設業の許可を有していること。
- ③建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,050点以上の者であること。
- ④平成22年4月1日から参加資格確認申請書の提出期限までの間に完成した工事で、公営競技場又は観客席数300席以上の規模のスポーツ施設を対象とした建設工事の元請の実績（新築又は増築）（甲型共同企業体で受注したものは出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のもの、又は、乙型共同企業体で受注したものは、出資比率にかかわらず構成員として施工を行った分担工事に限る。）を有していること。
- ⑤本件工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置する能力を有すること。
- ⑥建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）において以下表に示す総合評定値以上の者であること。

許可の種類	総合評価値総合点
建築一式工事	900点以上
電気工事	740点以上
管工事	740点以上

(5) 工事監理業務にあたる事業者

工事監理企業は、構成員単独で行う場合は、以下の①及び②の要件を満たすこととし、構成員及び協力企業の複数の者で行う場合は、少なくとも1者は①及び②の要件を満たし、他の者は①の要件を満たすこと。

- ①建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- ②平成 22 年 4 月 1 日から参加資格確認申請書の提出期限までの間に完成した工事で、公営競技場又は観客席数 300 席以上の規模のスポーツ施設を対象とした工事監理業務の実績（新築又は増築）を有すること。

（6）競輪場維持・管理業務及び運営業務にあたる事業者

競輪場運営事業者は、構成員単独で行う場合は、以下の①から⑦までの要件を満たすこととし、構成員及び協力企業の複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は①から⑦までの要件を満たし、他の者は②～⑥の要件を満たすこと。

- ①平成 22 年 4 月 1 日から参加資格確認申請書の提出期限までの間に競輪場開催業務の包括業務を受託した実績を有すること。
- ②暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ④自転車競技法、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）、小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）、モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）若しくは暴力団対策法（第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 185 条から第 187 条まで、第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑤法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者がいないこと。
- ⑥法人で暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- ⑦警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定に基づく警備業の認定を都道府県公安委員会から受けていること。ただし、警備業の認定を受けていない者は、警備業の認定を受けている者と共同事業体を構成して応募することができる。

（7）重複参加の禁止

事業者と資本面又は人事面において関連がある者は、他の事業者グループにおける構成員として参加できないものとする。

（8）事業者又は構成員の変更又は追加

「5. 応募の手続」に定める参加資格確認申請関係書類の提出後から企画提案書の提出までの間は、代表企業以外の構成員については、府が認めた場合に限り、変更することができる。

ただし、変更又は追加しようとする新たな構成員が「4. プロポーザル参加に必要な要件」に定める要件を満たしていない場合には、変更及び追加はできない。

(9) 公正な公募の確保

- ①プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ②プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に応募書類を作成しなければならない。
- ③プロポーザル参加者は、優先交渉権者の選考前に、他のプロポーザル参加者に対して応募書類を意図的に開示してはならない。
- ④プロポーザル参加者が不穏な行動をするなど、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を排除し、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは中止する場合がある。

5. 応募の手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府文化施設政策監付（京都府庁第 2 号館 2 階）

電話番号（075）414-4670

メールアドレス bunshi-kan@pref.kyoto.lg.jp
jitensha@pref.kyoto.lg.jp

※電子メールを送付する際には、上記 2 つのメールアドレス双方に必ず送信すること。

(2) 募集要項等の配布

①配布期間

公募開始日～令和 7 年 6 月 17 日（火）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

②配布方法

上記担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」https://www.pref.kyoto.jp/bunshi-kan/news/2025_keirinjou_proposal.html からダウンロードすることができる。

なお、要求水準書別紙資料の提供を希望する場合は、法人名・担当者名を明らかにした上で電子メール（件名は「向日町競輪場再整備・運営事業募集要項に関する資料提供」とする。）により上記（1）に問い合わせること。なお、府は提供資料を一括して「京都府ファイル交換サーバ」を利用して送付する。

(3) 説明会

参加を希望する者は参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を作成し、電子メールにより 5（1）に提出すること。

①日時：令和 7 年 5 月 22 日（木）午後

②場所：京都府自転車競技事務所

③説明会への申込期限：令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時まで

（4）参加資格確認申請関係書類の提出

参加を希望する者は、参加資格確認申請関係書類を提出し、参加資格の審査を受けること。京都府は、提出された書類を審査し、その結果を通知する。

①提出期間

公募開始日～令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

②提出場所

上記（1）に同じ。

③提出方法

持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）（提出期間内に必着）

④提出書類

参加資格確認申請関係書類（別紙 2）のとおり

（5）質疑・回答

①受付期間：公募開始日～令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 5 時必着

②質疑方法：電子メールにより、5（1）に提出すること。

③質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

（ア）件名は「向日町競輪場再整備・運営事業に関する質問」とすること。

（イ）質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

（ウ）質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

④回答日時：令和 7 年 6 月 23 日（月）

⑤回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」

（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

（6）企画提案関係書類の提出

①受付期限及び提出方法

（ア）受付期限 令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時まで

（イ）提出場所 上記（1）に同じ。

（ウ）提出方法 持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※書類を持参する際、提出する前日の午後 5 時までに、電話にて提出時間を連絡すること。この際、提出時間の変更を行うことがある。

②提出する書類

(ア) 企画提案書の作成方法

別紙「企画提案書作成の留意点」を参照すること。

(イ) 企画提案書の様式

別紙「提出書類一覧」を参照すること。

ア 企画提案書提出届（様式第1号）

イ 企画提案書（様式第2号～第9号）

ウ 企画提案書 参考資料（任意書式）

(7) 応募にあたっての留意事項

- ・ 応募は1事業者グループにつき1件とすること。
- ・ 応募書類の再提出は、受付期間中に限り認める。ただし、差し替える場合は、応募書類全てを差し替えること。
- ・ 企画提案書については、取り外し可能なA4判横縦使いの簡易ファイルに綴じ、簡易ファイルの背表紙のタイトル（件名）は、「向日町競輪場再整備・運営事業企画提案書【応募者のグループ名】」として正本1部、副本15部を提出すること。
- ・ 企画提案書については、書面による提出に加えて Microsoft Office Word（Windows 版）又は Microsoft Office Excel（Windows 版）、図面類については PDF 形式に変換し、記録保存した CD-R 一式を併せて提出すること。
- ・ 企画提案書には、添付資料を求める場合があるため、各様式に示す注意事項等に留意すること。また、提出する書類に関して府から説明を求められた場合はこれに応じること。
- ・ 応募を取り下げる場合は、速やかに「取下願(別紙4)」を提出すること。なお、応募書類を提出した日から事業者の選定日（審査結果の通知日）までの間にプロポーザル参加資格を満たさなくなった場合なども同様に提出すること。
- ・ 提出された応募書類は返却しない。
- ・ 提出された応募書類は、他者に知られることのないよう取り扱うとともに、事業者選定以外の目的で使用しない。ただし、プロポーザル参加者の了承を得た場合は、この限りでない。また、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)に基づき取り扱うこととする。
- ・ 提出された応募書類の内容について、問合せを行う場合がある。
- ・ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ・ 応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は応募者が負うものとする。これによって府が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は府に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。
- ・ 企画提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によることとする。
- ・ 提出書類は、提出書類様式集（資料4）に準拠し作成するものとし、これらに指定のない参考資

料や補足説明資料等の添付は認めない。また、製本に当たり、合紙やインデックス等及び所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしないこと。

(8) 応募の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は無効又は失格とする。

- ① プロポーザル参加資格のない者による応募の場合
- ② 優先交渉権者の選定日（審査結果の通知日）までの間にプロポーザル参加資格を満たさなくなった者による応募の場合
- ③ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する応募の場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案金額が府予算額を超えている場合
- ⑥ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない応募の場合
- ⑦ 提出書類に虚偽の記載がある応募の場合
- ⑧ 募集要項の記載内容に反した応募の場合
- ⑨ 必要事項の記載がない応募の場合
- ⑩ 提出書類の金額、氏名、印影もしくは重要な文字が誤脱し、又は不明な応募の場合
- ⑪ 記載すべき内容とは違うものが記載された応募の場合
- ⑫ 1 者が 2 件以上の応募に関与したときは、その者による全ての応募

6. プレゼンテーションの実施

提案内容に関する確認や補足説明を受けることを目的として、プレゼンテーションを実施する。

なお、応募事業者多数の場合、意見聴取会議の委員の意見を踏まえ、書類審査によりを選考した上で実施することがある。プレゼンテーションの日時、場所及び開催方法等の詳細は別途通知する。

① 実施予定

令和 7 年 9 月上旬頃

② 実施場所

京都市内

③ 出席者

説明者を含め、計 20 名以内とする。

出席者には、協力企業、協力者を含む。

④ 使用資料

応募書類中の提案書を基に行うが、補足資料（保存可能な紙による資料のみとする。）の使用も可能とする。

7. 選定基準

選定基準（資料3）に基づき、選定を行う。

8. 選定結果とその通知

採点の結果、合計得点が最も高かった事業者を優先交渉権者、2番目に高かった者を次順位交渉権者として決定する。優先交渉権者が契約締結に至らなかった場合、又は優先交渉権者が辞退した場合（その理由を記載した書面により辞退を届け出ること。）等に繰り上がることとする。

選定結果については、全ての代表企業に通知する。なお、適切な提案がない場合、決定を行わない場合がある。

選定結果は、事業者名や審査結果、審査講評（概要）、外部有識者等を京都府ホームページで公表する。

9. 府と選定事業者のリスク分担

府と選定事業者のリスク分担の想定は、以下のとおりとする。

なお、詳細な事業実施に係る責任の分担については、事業契約等の締結時において協議により決定するものとする。

	リスク項目	リスクの内容	府	選定事業者
共通	募集要項リスク	募集要項、要求水準書等の誤記、指示漏れにより、府の要望事項が達成されない等	○	
	計画変更リスク	府の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	近隣対応リスク	本施設建設そのものに対する住民対応等	○	○
		上記以外のもの		○
	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等	○	○
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	選定事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	選定事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	要求水準未達リスク	府の指示、提案条件の不備、変更による要求水準の未達	○	
		上記以外の要因による要求水準の未達		○
	債務不履行リスク	選定事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		○
	物価変動リスク	整備工事等に係るインフレ、デフレ	○	○
		管理運営に係るインフレ、デフレ	○	○
	事業の中止・遅延に関するリスク	府の指示、府の債務不履行によるもの	○	
		選定事業者の債務不履行、事業放棄、破たんによるもの		○
設計段階	第三者賠償リスク	府の指示又は府の責めに帰すべき事由による第三者への賠償	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による第三者への賠償		○
	保険リスク	府が所有する建物に対する保険の付保	○	
		上記以外のリスクをカバーする保険の付保		○
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	○
	設計変更リスク	府の指示又は府の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		選定事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○

	調査リスク	選定事業者が独自に実施した調査に関するもの	○	○
	建設着工遅延リスク	府の指示、提示条件の不備、変更による着工の遅延	○	
		上記以外の要因による着工の遅延		○
建設段階	工事費増大リスク	府の指示、提案条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	府の指示、提案条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般損害リスク	工事の目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準との不適合		○
管理・運営段階	業務開始遅延リスク	府の指示又は府の責めに帰すべき事由による業務開始の遅延	○	
		上記以外の要因による業務開始の遅延		○
	業務内容の変更リスク	府の指示による業務内容の変更	○	
		上記以外の要因による業務内容の変更		○
	本施設の瑕疵リスク	本施設の瑕疵によるもの		○
	施設損傷リスク	府の指示又は府の責めに帰すべき事由による施設、設備の損傷	○	
		上記以外の要因による施設、設備の損傷		○
	管理・運営費の変動リスク	府の指示又は府の責めに帰すべき事由による管理・運営費の変動	○	
		上記以外の要因による管理・運営費の変動	○	○
	水光熱費リスク	維持管理期間中の水光熱費の変動		○
	需要変動リスク	本施設に対する需要変動に関するもの		○
	什器備品管理リスク	府の指示又は府の責めに帰すべき事由による什器備品等の盗難・破損・紛失等に関するもの	○	
		上記以外の要因による什器備品等の盗難・破損・紛失等に関するもの		○
	修繕リスク	選定事業者がサービス向上等のために整備した設備等の修繕に関するもの		○
		府が所有する建物・設備等の大規模修繕に関するもの	○	
		修繕実施による施設閉鎖による収入・費用への影響に関するもの	○	○
	事業期間終了後の移管手続きリスク	本施設の移管手続きに関する諸費用等		○
	事業期間終了時の本施設の状態	管理・運営期間終了時の本施設の状態に関する要求水準の未達		○

10. 事業スケジュール

契約締結後の本事業のスケジュールは以下を想定する。

年度	時期（目安）	事項
令和7年度	令和8年1月	設計業務、建築に係る法令協議及び手続き
令和9年度	令和9年4月	建設工事
令和11年度	令和11年6月	建設工事、竣工
	令和11年7月	オープン〈目標〉

11. その他

①参加費用の負担

応募に要する費用は、これらを作成又は応募する者の負担とする。

②疑義

審査の経緯及び結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

③応募者が1者の場合

本プロポーザル手続を中止することがある。

④契約保証金

選定事業者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

12. プロポーザル公募スケジュール

プロポーザル公募のスケジュールは以下を想定する。

年 月 日	事 項
令和7年 5月14日（水）	公募手続の開始（募集要項等配布の開始）
令和7年 5月22日（木）	説明会
令和7年 6月10日（火）	質疑書の提出期限
令和7年 6月30日（月）	参加資格確認申請関係書類の提出期限
令和7年 8月29日（金）	企画提案関係書類の提出期限
令和7年 9月上旬頃	プレゼンテーション
令和7年10月 3日（金）	優先交渉権者選定の通知